

# 私たちこんな活動しています!

## 仲裁センター 運営委員会

仲裁センター運営委員会委員長 坂井 雄介 (56期) ●Yusuke Sakai

### 1 仲裁センター運営委員会について

第二東京弁護士会では、民事上のトラブルを簡単な手続きで、早く、安く、公正に解決することを目的として、裁判外紛争解決(ADR=Alternative Dispute Resolution)機関である「仲裁センター」を設置・運営しています。この仲裁センターの運営を担う委員会が仲裁センター運営委員会(以下「当委員会」といいます。)です。

当委員会には、令和2年7月現在、98名(委員58名、幹事40名)が在籍しており、月1回、全体会が開催されるほか、1部会(規則・制度関係)、2部会(研修関係)、3部会(広報関係)の3つの部会が活発に活動しています。

### 2 活動の概要

#### 1 設立の経緯等

仲裁センターは、少額紛争の解決等を目的として平成2年(1990年)3月に全国の弁護士会に先駆けて設立され、今年、30周年を迎えました。

「仲裁センター」という名称は、当時の民事訴訟法第8編に「仲裁」の規定があったので、つけられました。

#### 2 仲裁センターの手続

仲裁センターで実施される手続は、和解あっせんが圧倒的に多く、仲裁の件数は僅かです。和解あっせんでは、名簿に登録された弁護士から選ばれたあっせん人が、当事者の話をよく聞き、話を整理しながら、当事者の納得できる解決を導きます。結果として話はまとまらなかったものの、仲裁センターを利用

して良かった、という利用者の声があるのも、仲裁センター、ひいては、ADRの特徴かもしれません。

#### 3 専門ADRの運営

平成19年9月に医療事故に関する紛争を取り扱う医療ADR、平成22年10月に金融商品・サービスに関する紛争を取り扱う金融ADR、及び、平成26年4月に国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約にもとづく子の返還・面会交流案件を取り扱う国際家事ADRの各専門ADRを立ち上げ、東京三弁護士会の協力連携のもとで運営しています。また、今年4月には学校内でのトラブルを取り扱う子ども学校ADRを立ち上げました。

医療ADRについては、多大な労力と時間を要する医療訴訟に比べ、使い勝手が良いこと(迅速性等)から、繰り返し利用される先生方も多くいらっしゃいます。

#### 4 災害時ADRの運営

地震や台風などの災害が発生したとき、災害から生じた各種の紛争について、ADRによる解決を図る災害時ADRの運営も行っています。災害時ADRにおいては、手数料の減免や申立の簡素化などの特徴があります。

なお、現在、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に起因するトラブルに関する災害時ADRが立ち上がっていますので、ぜひ積極的なご利用をお願いいたします。

#### 5 オンラインでの期日開催

これまで、期日の開催場所は原則として弁護士会館内でしたが、今般の新型コロナウイルス感染症への対策の1つとして、Zoom等のWeb会議システムによる期日開催も積極的に行っています。



合宿の様子(熱海温泉にて)

また、当委員会では、IT化という視点から、テキストベース（チャット形式）などの新しい方式によるADRの導入についても検討しています。

### 6 研修・合宿

当委員会では、仲裁実務研究会という実際の事案をもとにした勉強会を定期的で開催しています。また、毎年1回、夏か秋に研修会を開催しており、2年に1回は宿泊を伴う合宿形式で実施しています（去年は熱海で開催）。

いて説明を行っています。このような活動は通常の業務では経験できないものであり、自分自身の視野を広げる良い機会になっていると感じています。

また、若手委員の多くは和解あっせん手続の補助者を経験します。補助者は、あっせん人とともに、中立的な立場からどのようにすれば紛争を解決できるか考えます。この補助者の経験は通常の業務でも役に立つと実感しています。

■

## 委員よりひと言

### 3 仲裁センター運営委員会副委員長 塚越 邦広(64期)

私は3部会（広報関係）の部会長をしています。3部会では、ノベルティグッズの製作・配布や、自治体に対する説明などを行っています。部会には少人数が出席するため、アットホームな雰囲気のもと、活発な議論が交わされています。

自治体に対しては、パンフレットなどの設置や自治体の事業（ADRの費用を一部助成する事業等）との連携を目的として、仲裁センターの概要や、認証ADR\*との違いなどにつ



イメージキャラクター:甲斐開

当委員会の活動に興味のある方は、  
法律相談課(03-3581-2250)までご連絡ください。

\* 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に基づく認証を受けたADR機関